水道料金が 4月分から19%アップに

十二月定例市議会で「市給水条例の一部改正案」が可決され、水道料金、加入金、工事検査手数料が四月分から引き上げられることになりました。

水道料金改定の内容は、料金算定期間を六年度までの三カ年とし、料金体系は現行体系を踏襲、改定幅を必要最小限の平均一九・四八%としました。

今回の改定は、消費税の未転嫁という厳しい財政状況の中、国の内需拡大策による住宅建設が進んだことや効率的資金運用、経費節減などに努め、改定時期を一年遅らせての改定。水道財政の健全化を図り、安定給水の確保と一層の市民サービスの充実に努めようと行われたものです。

改定の主な理由は、①老朽化してきた石綿管の取り替えを重点的に行うこと②宅地開発で水需要が大幅に伸びている郊外の住宅地や朝夕の集中的な水使用に対応するための配水幹線の整備③老朽化が進んでいる鳥屋野浄水場施設の更新など―にかかる経費や二百億円を超える借入金の返済で六年度末には約四十二億円の財源が不足することなどとなっています。

改定後の水道料金は、平均的家庭を例にとると、口径十三ミリ、十六ミリのメーターを使用し、使用量が二十四立方㍍(月平均使用量)の場合、一回の支払額(二カ月分)は四千二百四十円(税込四千三百六十五円)となり、現行料金より六百八十円(税込七百円)の引き上げとなります。

また拡張事業等の資本費を算定基礎としている加入金は、第五回拡張事業が終わることから新旧利用者の負担の公平を図り、原価の見直しを行い十六年ぶりに改定するもの。工事検査手数料の改定は四年ぶりで改定理由は人件費増のためとなっています。

水道局では、市民の皆さんにより健康で文化的な生活をおくっていただけるよう一層の努力をしていきます。どうぞ、ご理解とご協力をお願いします。

現行と改定後の水道料金比較表

<table>
<tr><th rowspan="2">種別</th><th rowspan="2" colspan="2">用途及びメーター口径</th><th rowspan="2">準備料金</th><th colspan="6">水量料金</th></tr>
<tr><th>10㎥まで</th><th>11~30㎥</th><th>31~50㎥</th><th>51~100㎥</th><th>101~300㎥</th><th>301㎥以上</th></tr>
<tr><td rowspan="11">専用給水装置</td><td rowspan="8">一般用</td><td>13mm
16mm</td><td>550円→700円</td><td>1㎥につき
25円→30円</td><td rowspan="8">1㎥につき
70円
↓
80円</td><td rowspan="8">1㎥につき
75円
↓
85円</td><td rowspan="8">1㎥につき
85円
↓
100円</td><td rowspan="8">1㎥につき
100円
↓
115円</td><td rowspan="8">1㎥につき
115円
↓
135円</td></tr>
<tr><td>20mm</td><td>1,200円→1,650円</td><td rowspan="7">1㎥につき
60円
↓
70円</td></tr>
<tr><td>25mm</td><td>1,900円→2,600円</td></tr>
<tr><td>40mm</td><td>4,500円→6,200円</td></tr>
<tr><td>50mm</td><td>7,700円→10,500円</td></tr>
<tr><td>75mm</td><td>17,000円→23,000円</td></tr>
<tr><td>100mm</td><td>31,000円→41,000円</td></tr>
<tr><td>150mm</td><td>68,000円→92,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">公衆浴場用</td><td rowspan="2"></td><td>専用</td><td colspan="3">300㎥まで　7,000円→8,300円</td><td colspan="2" rowspan="2">301㎥以上
1㎥につき
19円→23円</td></tr>
<tr><td>併用</td><td colspan="2">20㎥まで
1,500円→1,800円</td><td>21~300㎥
7,000円→8,300円</td></tr>
<tr><td colspan="2">船舶給水用</td><td></td><td colspan="6">1㎥につき　90円→110円</td></tr>
<tr><td>共用給水装置</td><td colspan="2">家事用</td><td></td><td colspan="3">1世帯につき10㎥まで
280円→330円</td><td colspan="3">1世帯につき11㎥以上
1㎥につき
35円→40円</td></tr>
<tr><td>私設消火せん</td><td colspan="2">演習用</td><td></td><td colspan="6">1せん放水時間10分につき　900円→1,100円</td></tr>
</table>

備考　水道料金は「準備料金」と「水量料金」の合計額に$\frac{103}{100}$を乗じて算出されます。

現行と改定後の加入金比較表

口径(mm)	現行	改定後
13	30,000円	40,000円
16	50,000	65,000
20	80,000	110,000
25	125,000	165,000
40	320,000	420,000
50	490,000	660,000
75	1,030,000	1,400,000
100	2,060,000	2,680,000
150	4,120,000	5,360,000

備考　加入金は表の金額に$\frac{103}{100}$を乗じて算出されます。

現行と改定後の工事検査手数料比較表

メーターの口径	現行	改定後
25mm以下	4,900円	5,800円
40mmと50mm	9,800	11,600
75mm以上	14,700	17,400

健康ロメモ　手足のけが

手、足などの露出部の切り傷・刺し傷・かすり傷は小さなものでも痛みや、意外に出血することがあります。けがの直後から受診するまでの間、どのようなことに気をつけたらよいか記してみます。

手首、ひじ(足首・膝)などの関節部を、細いひもでしばらない。

指(趾)のきずの時、輪ゴムを巻きつけない。

きずの上にたばこの葉や、止血剤、きず薬などつけない。

土砂などで汚れたきずでも、消毒剤を塗らない。

長時間救急ばんそうこうなどを張らない。

これらのことは、いずれも副障害を生じたり、きずの回復を遅らせる原因となります。

正しい方法は、きずが土砂などで汚れていたら水道の水で洗い流し、きれいな乾いたガーゼ、ハンカチ、タオルなどを少し厚めにしてきずに当て、上から強めに圧迫します。これで大体出血は止まります。切り落とした皮ふ片があったらそれも持って早く受診することです。あとは医師が処置します。

(市医師会)

新潟市史 よもやまばなし(64)

榎茶つくり

文化二(一八〇五)年二月、紫竹山新田の百姓幾吉は、古くから付き合いのあった新潟町日和山下小野屋平吉から、「お茶が品不足で高値の折から、毒がなくて食糧にもなる榎の若葉を、せん茶のようにこしらえて売れば、原価で一斤(六〇〇グラム)六十文ぐらい、売値は八、九十文ぐらいにはなる。決して迷惑は掛けない」と持ちかけられた。幾吉はこの話に乗って、金四十九両を調達してやった。

当時、新潟町ではせん茶が流行していた。人々は急須(きびしょ)でせんじてお茶を出し、小ぶりの茶わんで飲んで楽しんでいた。平日の飲み用の銘柄は山本山・高見山で、一斤二百文ぐらい、上茶は四百文ぐらいであった。副業に茶の売買をしていて相場を知っていた幾吉は、その値段ならすぐどこへでも売れると考えて、この話に乗ったのである。

やがて平吉は人を雇って安田町で榎茶つくりに取り掛かった。四月四日の朝、平吉は幾吉を訪ねて「万事好都合に運んでいる」と榎茶二、三斤を渡して幾吉を喜ばせた。その上で「存外の入用だ。お前様が金の工面をしてくれるなら、もうけを配分するがその気はないか。とりあえず二両入用だが、明日紙屋金蔵が五両入金する約束になっているから必ず返す」と持ち掛けて、紙屋の証文を見せた。幾吉はそれが偽物であるとは気付かずに金を渡した。

五月になって幾吉は、平吉の所業が良くないと聞いて懸念を覚えた。無許可での製茶は禁制のはずだが、ひょっとして平吉はそれではないのか。恐ろしくなった幾吉は「今後は一金も出金できない」と断り状を出した。しかし時既に遅く、同月二十三日、町民をたぶらかすふらちの者として、新潟町奉行所に召し捕らえられた。幾吉は今更ながら悔やまれてならなかった。

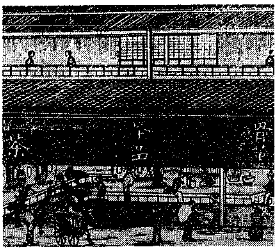

明治23(1890)年刊「北越商工便覧」所載 茶商「たちしん」

(市史編さん室)

固定資産税

住宅用地の課税標準に特例

住宅用地には、固定資産税課税標準の特例があることをご存じですか。

固定資産税は、住宅の敷地であるか、店舗や事務所の敷地であるかなど、その利用状況によって税額の計算が異なります。

小規模住宅用地(二百平方㍍以下)…課税標準額が価格の四分の一になります。

一般住宅用地(二百平方㍍を超える)…課税標準額が価格の二分の一になります。

新築や増改築で市から調査に伺った場合は把握できますが、それ以外で平成三年中に、土地・家屋の利用状況に変更があった場合は、お手数でも申告をお願いします。

申告の必要な場合

①住宅を新築・増改築、または取り壊した場合

②専用住宅を併用住宅(店舗や事務所が一緒の住宅)に変更した、またはその逆の場合

③併用住宅で、居住部分とその他の部分の利用割合が変わった場合

④住宅用地の一部を貸駐車場などに変更した場合

⑤隣地を買いたした場合など

申告方法　一月三十一日までに土地の所有者が申告してください。申告用紙は資産税課(本館二階)にありますが、連絡をいただければ郵送します。

問い合わせ　資産税課(☎内線2334番~2346番)へ

蘇生法普通科講習会

日時　1月18日・19日午前9時~午後5時
会場　日赤新潟県支部(関屋下川原町1)
定員　先着20人
参加費　360円(テキスト代)
申し込み　会場(☎231-3121)へ

クリーニング師試験

日時　2月7日午後1時半~
会場　県庁(新光町)
申し込み　1月16日から1月22日までに東・西保健所へ

企業ガイドブック掲載事業所募集

市雇用促進協議会では、平成5年3月新卒採用を予定している企業を紹介する「企業ガイドブック」を刊行します。掲載を希望する企業は、掲載料と原稿を添えて1月20日までに申し込みください。

仕様　B5判、1社見開き2ページ、写真3枚程度、資料請求はがき付き
発行部数　5300部
発刊日　4月中旬
配布対象　大学210校、短大123校、専門学校、高校、中学校、新潟や東京での就職ゼミナール・ガイダンス参加者、就職予定者、ほか
掲載料　4万4千円(雇促協会員3万9千円)
申し込み　労政課(☎内線2534番)へ

ぼけ老人をかかえる家族のつどい

日時　1月16日午後1時半~3時半
会場　市社会福祉センター(八千代1)
内容　ぼけさんとつきあって~家族として、そしてまごころヘルプとして
講師　まごころヘルプ・河田珪子さん
申し込み　電話で東・西保健所へ

血管若返り教室

日時　1月23日午前9時50分~午後2時半
会場　東保健所　**定員**　先着40人
内容　高脂血症とは、暮らしの中での運動、食事療法について、試食と話し合い
持ち物　主食(ご飯かパン)、検査データ(ある人のみ)
申し込み　電話で会場へ

献血車「ゆうあい号」

月日	会場	時間
1・13	県立新潟女子短大(海老ケ瀬)	午前10時~午後4時半
1・14	㈱ニチエー(川岸町2)	午前9時~11時半
	新潟通信機㈱(上所中3)	午後1時~3時半
1・15	市体育館北練習場(一番堀通町)	午前9時~正午
	立正佼成会新潟教会(鐙1)	午前10時~午後3時
毎日(火曜除く)	古町献血ルーム(古町通7)	午前10時~午後1時
	成分献血の受付は午後4時半まで	午後2時~5時半
毎日(水曜除く)	成分献血	午前9時~正午
	赤十字血液センター(関屋下川原町1)	午後1時~4時

※「ゆうあい号」は正午から午後1時まで受付を休みます

離乳食講習会

対象　生後4カ月に達した赤ちゃんの母親または保育者
内容　離乳のすすめ方、試食と話し合い
持ち物　母子健康手帳

月日	会場	時間	申し込み
1・23	西保健所	午後1時半~3時半	電話で会場へ
1・17	坂井輪地区保健センター		
1・23	北地区保健センター		
1・28	鳥屋野地区保健センター		
1・31	西地区保健センター		

子どもの食事講習会

日時　1月22日午前10時~午後零時半
会場　東保健所
内容　楽しい食卓づくり、ほか
対象　1~3歳児をお持ちの母親または保育者
持ち物　母子健康手帳、エプロン、三角布
申し込み　電話で会場へ

歯科相談

日時　1月20日午後1時半~3時
会場　西保健所
内容　むし歯、歯ならび、入れ歯、歯ぐきの出血など口腔内全般の相談、歯科検診
申し込み　電話で会場へ

保健婦による健康相談

基本健診の受診記録票・健康手帳のある人はお持ちください。

地区	月日	会場	時間
両川	1・17	善徳公会堂	午前10時~正午 午後1時~3時
木戸	1・21	※木戸公民館	
	1・28	牡丹山集会所	
大江山	1・24	大江山農村環境改善センター	
赤塚	1・13	○赤塚連絡所	
坂井輪	1・14	※小針幸町自治会館	
松浜・南浜・濁川	1・27	※北地区保健センター	午前10時~11時半
鳥屋野	1・20	鳥屋野地区保健センター	

※印は栄養士、○印は医師の相談があります。

育児相談

持ち物　母子健康手帳
申し込み　当日会場へ

地区	月日	会場	時間
坂井輪	1・16	坂井輪地区保健センター	午後1時~3時
石山	1・17	石山地区保健センター	

育児講習会

持ち物　母子健康手帳
申し込み　当日会場へ

地区	月日	会場	対象	受付時間
山の下	1・21	中地区保健センター	3年8月生まれの第1子	午後1時半~1時45分
曽野木・両川	1・22	曽野木地区保健センター	3年9・10月生まれの乳児	